平成２２年（フ）第３６３号
三重県四日市市本町１番13号、前住所三重県三重郡川越町大字豊田514番地１
債務者　伊藤　寿彦
１　決定年月日時　平成22年12月24日午後４時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　渡邉　　功
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月３日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成23年２月17日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第４５７号
愛知県稲沢市小沢２丁目７番６号　サンライフ小沢201
債務者　笹口　和則
１　決定年月日時　平成22年12月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　鬼頭　容子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月18日午前11時
５　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第４８２号
香川県高松市牟礼町牟礼2447番地１
債務者　笹尾　勝彦
１　決定年月日時　平成22年12月24日午後４時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　楠瀬　正司
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月22日午後２時30分
５　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第２７４号
群馬県太田市富若町670番地１
債務者　吉澤　和惠
１　決定年月日時　平成22年12月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　丸山　幸男
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月10日午後４時15分
５　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２２年（フ）第９２０１号
神戸市東灘区御影本町８丁目６番７号、前住所大阪市中央区道修町３丁目３番10号
債務者　関　　充男
１　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　冨田　典良
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月７日午後３時
５　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１６４号
香川県丸亀市土器町東７丁目684番地　蓬莱マンション407号
債務者　小田　　隆
１　決定年月日時　平成22年12月27日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　馬場　俊夫
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月28日午前11時45分
５　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２２年（フ）第２６１５号
福岡市博多区美野島１丁目４番７―205号
債務者　今村　俊作
１　決定年月日時　平成22年12月21日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　平位　直子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月28日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３５号
大分県佐伯市字目大字千束2115番地　宮の下団地５号、従前の住所大分県佐伯市字目大字千束209番地３
債務者　矢野　尚美
１　決定年月日時　平成22年12月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　生野　裕一
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月22日午前11時40分
５　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
大分地方裁判所佐伯支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第７００号
埼玉県越谷市花田１丁目23番地６　レインボーハウス102
債務者　野村久美子（旧姓高田）
１　決定年月日時　平成22年12月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月17日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第７０１号
埼玉県三郷市東町357番地２　サンクレイドル三郷ファーストスクエア503号
債務者　石井　功吉
１　決定年月日時　平成22年12月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月17日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第７０６号
埼玉県草加市青柳７丁目52番17号
債務者　設楽　英明
１　決定年月日時　平成22年12月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月17日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第７１０号
埼玉県北葛飾郡杉戸町大字堤根1078番地３
債務者　高野　　誠
１　決定年月日時　平成22年12月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月17日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第７１２号
埼玉県草加市花栗４丁目20番18―312号、前住所神奈川県横浜市港北区日吉本町５丁目28番29号　ハイツ・ウエスト202号
債務者　西岡　良浩
１　決定年月日時　平成22年12月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月17日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第７１３号
埼玉県春日部市中央３丁目１番地７　第17アオイビル201号
債務者　粟野　恭子
１　決定年月日時　平成22年12月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月17日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第７２１号
埼玉県草加市瀬崎町1314番地17　日東マンション412号
債務者　松本眞由美（旧姓漢那）
１　決定年月日時　平成22年12月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月17日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第２２２号
山口県山陽小野田市大字東高泊453番地７、旧住所山口県下松市南花岡２丁目６番17―501号
債務者　鈴木　芳江（旧姓岡崎）
１　決定年月日時　平成22年12月28日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月17日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２２年（フ）第２２４号
山口県宇部市大字西岐波403番地１　ロイヤルパレス村松Ｂ―102
債務者　田邉　文子
１　決定年月日時　平成22年12月28日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月17日まで
山口地方裁判所宇部支部